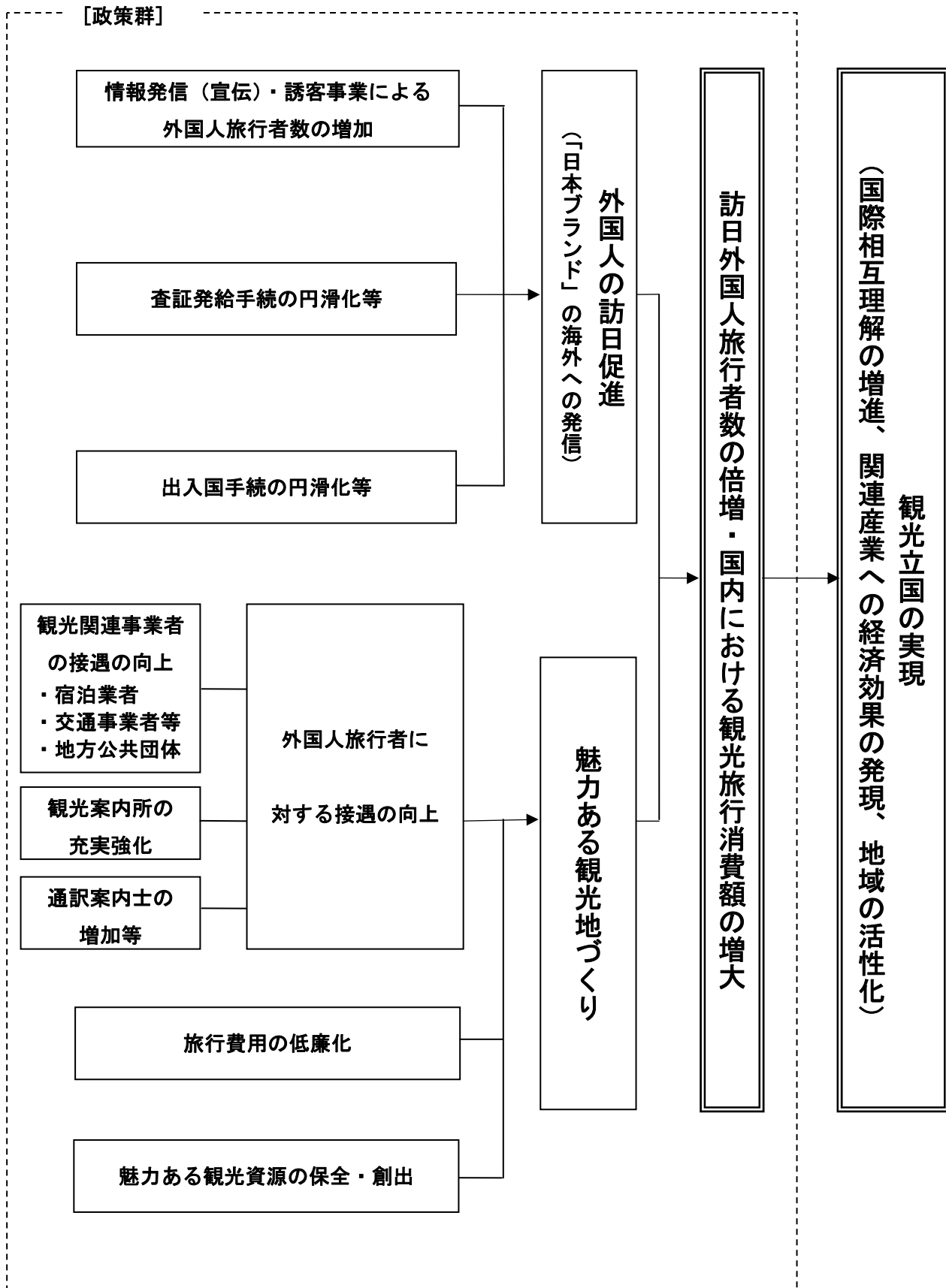


## 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価

### 資 料

資料 1 「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策 (政策群の体系) .....	1
資料 2 外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置 を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針 .....	2
資料 3 外国人旅行者数及び出国日本人数の推移(昭和 36 年～) .....	7
資料 4 月別外国人旅行者数の推移(平成 19 及び 20 年) .....	8
資料 5 「ビジット・ジャパン・キャンペーン (V J C)」の概要 .....	9
資料 6 V J C 事業に関する事例 .....	10
資料 7 主要 4 空港における外国人入国審査の月平均最長審査 待ち時間の推移 .....	11

「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策（政策群の体系）



## 外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（平成 9 年運輸省告示第 536 号）

### 一 外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項

#### (一) 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進の意義

国際観光を通じた人的交流は、実際の人間像と生活をより良く理解できる機会をもたらすものであり、国と国、人と人との相互理解の増進に寄与することから、その積極的な拡大を図るべきである。

一方、海外から見た我が国は、工業製品を通しての経済大国、技術大国のイメージでとらえられており、また、「ものづくりの国」といった評価が優先されるなど、日本の一面のみが強調される傾向にある。また、日本に対する理解不足による観光面の魅力の乏しい特異な国といった誤解も生じている。さらに、日本人についても外国語に習熟した者が少なくコミュニケーションが十分でないため、日本人の考え方、生活習慣等を外国人に理解してもらえず、無用な誤解を招いていることも見受けられる。我が国が国際社会において活動していくうえでも、このような理解不足を解消していく必要があり、国際観光交流の促進はそのため大きく貢献するものである。

また、そもそも観光産業は、旅行業、交通産業、宿泊業等幅広い分野を包含しており、その消費額や雇用規模からみて、我が国経済に大きな貢献をしている。国内製造業の生産拠点の海外移転が進む我が国において、新しい雇用を創出しうる産業として観光産業は大きく期待されている。

このように、観光は従来にも増して極めて重要な役割を担っていくことが見込まれるなか、平成 19 年 1 月に観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）が施行され、同法に基づき観光立国推進基本計画が同年 6 月に閣議決定された。今後、同計画に基づいて観光立国の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められているところである。

現在、訪日外国人旅行者数は、我が国の国際的な地位、実力からみて極めて低水準にある。今後は、外国人観光旅客の旅行の容易化等により我が国の多様な魅力を紹介し、日本人の生活、文化、行動などその素顔に直接接してもらうことは外国人観光旅客の我が国に対する真の理解を深める観点から大きな意義を有するとともに地域経済の活性化にも大きく役立つものである。

我が国には豊かな観光資源が存在するが、今後、外国人観光旅客の来訪をさらに促進していくためには、これらの観光資源を有効に活用し、海外の観光地との競争に勝ち抜けるような観光魅力を創出していかなければならない。このことは、低迷している国内旅行の活性化にも資することである。

#### (二) 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に係る施策の具体的方向

本法に基づき外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進等による国際観光の振興に係る施策を推進していくに当たっては、次の三つの点を中心に、総合的、効率的な実施に努めるものとする。

1 都道府県は、地域の特色を生かした観光ルートの形成により外国人観光旅客の来訪を促進する地域について、外客来訪促進計画を定める。外客来訪促進計画を達成するため、国及び地方公共団体は、観光関係機関や観光関係者に対する必要な支援に努めるとともに、独立行政法人国際観光振興機構（以下「国際観光振興機構」という。）は海外宣伝等の措置を講ずるよう努めることとする。

2 我が国の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用をより低廉なものとするのが、外国人観光旅客の来訪の促進に大きく貢献する。外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化を図るため、外国人観光旅客を対象とする低廉な共通乗車船券及び三ー（二）に記述する「ウェルカムカード」の発行の促進、低廉な宿泊施設等についての情報提供等を行う。

3 日本を訪れた外国人観光旅客に対するそれぞれの地域における接遇の向上を図ることも重

要である。したがって、通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成及び確保、四一（二）に記述する「外客向け観光案内所」の職員に対する研修の充実等による当該案内所のサービスの充実強化、外国語等による案内表示を通じた情報提供の促進等により、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図る。

## 二 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項

### （一）外客来訪促進地域の整備に関する事項

従来、外国人観光旅客の誘致については、国際観光振興機構が中心となって各都道府県と連携して進めてきたところであるが、今後は、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を、地域の特性を生かした共通のテーマのもとに有機的に結びつけ、より広域的な観光ルートを設定するとともに観光魅力の増進を図りつつ、これを積極的に紹介していくことが、外国人観光旅客の来訪を促進しその旅行の容易化等を図る上で一層効果的である。

観光資源については、日本人と外国人観光旅客の間においては、価値観に差異があるためその評価も異なり、さらに外国人観光旅客の間においてもその国籍や年齢等により異なるものである。したがって、重点的に誘致しようとする外国人観光旅客をある程度想定した上で、そのニーズ等を念頭に置きつつ、当該地域の観光資源のネットワーク化を図っていくことが効果的である。

外客来訪促進計画は、これらを踏まえ以下の事項について策定される必要がある。

#### 1 外客来訪促進地域の区域に関する事項

外客来訪促進地域は、次に掲げる諸点に留意して設定される必要がある。

- ① 外国人観光旅客にアピールする文化、歴史、自然等の魅力度の高い観光資源を有する一又は二以上の都道府県内の市町村の単位で構成されるものであること。
- ② 外国人観光旅客の日本における平均滞在日数が十日前後であることを考慮して、三泊から五泊をかけて周遊する広域的かつ一体的な観光ルートの形成が行われる地域であること。
- ③ 外国人観光旅客の誘致に積極的な市町村により構成されていること。

#### 2 宿泊拠点地区の区域に関する事項

外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客にとって、宿泊拠点地区は、当該地域を周遊する上で足場となる場所であると同時に、寝食等を通じて日本文化、地域文化等を体験できる場所でもある。よって、宿泊拠点地区においては、国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているホテル・旅館（以下「登録ホテル・旅館」という。）その他外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設が存在していることが必要であり、かつ、これら宿泊施設が一定の交流機能を持っていることが望ましい。また、宿泊拠点地区において、外国人観光旅客の接遇の向上を図るよう、宿泊関係事業者は、施設、設備、サービス等の向上に努める必要がある。

これらの点を踏まえ、宿泊拠点地区は以下に掲げる諸点に留意して設定されるものである必要がある。

- ① 宿泊拠点地区は、外客来訪促進地域内で、登録ホテル・旅館又は三一（三）に記述する「ウェルカム・イン」が相当数存在し、宿泊滞在を通じ当該地域との交流が行われる地区であって、市町村単位で構成されるものであること。
- ② 外国人観光旅客が宿泊し、滞在するための受入施設等の環境が整備されていること。
- ③ 緊急の場合に、外国人観光旅客にも対応できる医療体制が整備されていること。

#### 3 外客来訪促進地域における観光ルートの設定に関する事項

観光ルートの設定にあたっては、次に掲げる点に留意されている必要がある。

- ① 当該ルートを来訪する外国人観光旅客にとって、我が国固有の文化、歴史等の理解の増進に資する観光資源を、共通のテーマのもとに有機的に結びつける観光ルートであること。
- ② 観光ルートを円滑に周遊するための交通手段が確保され、宿泊拠点地区が適正に配置されており、必要な外国語による情報が提供される等外国人観光旅客の旅行に適する観光ルート

であること。

- ③ 当該地域における季節性、イベント等にも配慮した観光ルートであること。

#### 4 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針

外国人観光旅客の旅行の容易化等を図るうえで情報案内施設の整備を推進していく必要がある。したがって、外国語の対応が可能な職員を配置した観光案内所等の案内施設、特に国際観光振興機構と連携している四一（二）に記述する外客向け観光案内所をより一層整備していく必要がある。こうした案内施設の整備の方針については、可能な限り明確に明示しておく必要がある。

#### 5 特定施設の整備に関する事項

観光の魅力の増進に寄与する施設として、宿泊拠点地区の登録ホテル・旅館に設置される特定施設は、次に掲げる諸点に留意して設置及び運営されるものであること。

- ① 外国人観光旅客が滞在しつつ日本文化又は地域文化を体験し、地域住民との間の交流を図る等観光の魅力の増進に資するよう設置され、運用されること。
- ② 宿泊拠点地区のまちづくりの核として、当該宿泊拠点地区とともに外客来訪促進地域全体の魅力増進に資するよう設置され、運用されること。
- ③ 一般に公開されるものであること。
- ④ 外国人観光旅客の利用に際して、外国語による説明または説明書による対応が可能であること。

#### 6 地域限定通訳案内士試験の実施等に関する事項

地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項の策定に当たっては、次に掲げる基準に基づくものとする。

- ① 都道府県内の外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客の国籍ごとの数を勘案して、当該都道府県内において活動している通訳案内士の数が現に不足している、又は近い将来に不足すると見込まれる外国語についての地域限定通訳案内士試験が行われるものであること。
- ② 当該都道府県知事により最初に行われる地域限定通訳案内士試験の実施計画の案が地域限定通訳案内士試験実施基準（平成 18 年国土交通省告示第 737 号）に基づき適切に策定されており、かつ、当分の間、当該地域限定通訳案内士試験が継続して行われることが見込まれること。
- ③ 外国語の筆記試験については、通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 3 条に規定する通訳案内士試験（以下単に「通訳案内士試験」という。）と同一の出題とし、観光庁長官（国際観光振興機構が試験事務を行う場合にあっては、国際観光振興機構）との間において、通訳案内士試験と同一の試験委員を選任することのほか費用の負担割合等に関して合意がなされていること。
- ④ 当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化に関する筆記試験に関する資料等が指定されていること。
- ⑤ 当該都道府県知事その他の者により、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に対する研修の実施、外国人観光旅客のニーズに適合した通訳案内士及び地域限定通訳案内士を紹介するための仕組みの整備、地域限定通訳案内士の団体の形成に向けた支援その他の通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成のための措置が講じられることが見込まれること。

#### 7 その他外客来訪促進地域への来訪の促進に関する事項

外客来訪促進地域への来訪を促進するため、次に掲げる諸点に留意して推進するものであること。

- ① テーマを具体的にアピールしていくために、これに即したロゴマーク等の形成により、キャンペーン、プロモーションが行われる必要がある。
- ② 外国人観光旅客が観光ルートを円滑に周遊するため、外国語で表示されたパンフレット、

インターネットその他の外国人観光旅客の利便性を考慮した媒体による情報提供を行う施設等の整備のほか、当該地域に重点的に誘致しようとする外国人観光旅客に即した外国語で表示した、四一（三）に記述する案内標識、案内表示のほか、案内板の整備がなされる必要がある。

- ③ テーマに関連した外国人観光旅客と地域住民との交流の場となるような施設を整備することが望ましい。
- ④ 外国人観光旅客がより低廉な旅行を志向していることに鑑み、関係地方公共団体、観光関係事業者等が連携して三一（二）に記述する「ウェルカムカード」の発行等を図ることが望ましい。
- ⑤ 国際観光振興機構が普及に努めている善意通訳等の活用により、外国人観光旅客の地域に対する理解の増進と地域住民との円滑なコミュニケーションを図る必要がある、善意通訳等の更なる活性化のための方策、体制づくりが必要である。
- ⑥ 計画の策定に当たっては、自然環境の保全や文化遺産の保護等に十分配慮する必要がある。
- ⑦ 関係地方公共団体、宿泊事業者、旅行業者、交通関連事業者等観光関係事業者からなる協議会等を設置し、関係者一体となって、外客来訪促進計画の実施を推進する必要がある。
- ⑧ 外国人観光旅客の来訪者数等の実態を把握するとともに、来訪者数の目標を設定することが望ましい。

#### （二）海外における宣伝に関する事項

国際観光振興機構は、外客来訪促進地域関係地方公共団体とともに、地域の魅力を前面に押し出した外客誘致キャンペーンを展開し、当該地域を重点的に宣伝するなど我が国の観光魅力を積極的にアピールしていくこととする。

また、国際観光振興機構は、我が国の魅力自体を徹底的に再評価し、対日イメージ等について有識者の意見をも聞きながら、新時代に対応した新しい日本の観光イメージを策定する。

### 三 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項

外国人観光旅客の国内での滞在費用を低廉化し、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するため、以下の施策を推進するものとする。

#### （一）外国人観光旅客を対象とする低廉な共通乗車船券の発行の促進

移動費用の低廉化を通じて多様な地域への移動の促進、地域内の移動を促進するため、外国人観光旅客を対象とする低廉な共通乗車船券の発行を促進する。この共通乗車船券としては運送事業者が共同で発行し、一定のエリア内あるいは一定のルート上の複数の交通機関が自由に利用できるものが想定される。この共通乗車船券を利用することにより、利用の都度、乗車券、乗船券を購入する手間を省くという利便の向上を図る効果も期待できる。

#### （二）ウェルカムカードの普及の促進

「ウェルカムカード」とは、一定のエリアの中で外国人観光旅客が博物館、美術館、宿泊施設、飲食店等の観光施設を利用する際、当該カードを提示することにより、割引の優遇措置を受けられるものである。本カードは、外国人観光旅客に対して地域内の滞在あるいは観光に要する費用の割安感をもたらす効果が期待できるため、各地域において普及の促進に努める必要がある。

また、国際観光振興機構は、ウェルカムカードの普及のために必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

#### （三）旅行費用の低廉化に関する情報の提供

国際観光振興機構は、外国人が低廉で快適に宿泊できる施設として情報提供を行っている「ウェルカム・イン」について、今後もインターネット等のパソコンネットワークを活用するなど、低廉な宿泊施設に関する情報提供の充実にも努めるほか、滞在費用の低廉化に資するその他の事項についても情報提供の充実にも努める。

また、国際観光振興機構は、ウェルカムカード、共通乗車船券その他低廉な旅行に係る情報の提供を充実するための措置を講ずる。

#### 四 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

##### (一) 地域限定通訳案内士の育成及び確保

外国人観光旅客に対する適切な接遇を図るためには、通訳案内士による通訳案内の機会を充分確保することが必要である。しかしながら、地域によってはその固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に対応することができる通訳案内士が不足しており、当該地域での外国人観光旅客に対する適切な接遇が図られていない状況にある。

このような状況に対処するため、当該地域を管轄する都道府県知事は、地域限定通訳案内士試験の実施、地域限定通訳案内士に対する研修等を通じて地域限定通訳案内士の育成及び確保を図り、外国人観光旅客に対する接遇の向上に努めることとする。

##### (二) 外客向け観光案内所の機能の充実

現在の外客向け観光案内所については、国際観光振興機構が、関係地方公共団体、観光関係団体とともに「ビジット・ジャパン案内所」の整備を推進しているところであるが、広範囲に移動する外国人観光旅客のニーズに応えられないこと、来訪者の増加が著しいアジアの言語への対応能力が不足していること等の問題点がある。

したがって、国際観光振興機構は、アジア言語を中心として、外客向け観光案内所の職員に対する実務研修の充実、外国人観光案内マニュアルの作成・配布等を通じて、外客向け観光案内所の機能の向上を図るため積極的に支援していく必要がある。

また、各外客向け観光案内所で広範囲な情報提供ができるよう、国際観光振興機構は各都道府県等と協力して、国際観光振興機構の総合観光案内所と各外客向け観光案内所における観光情報の共有化を図るとともに、各外客向け観光案内所相互間のネットワーク化を促進することが必要である。

##### (三) 外国語等による情報提供の促進のための措置

外国人観光旅客が多数集散する交通ターミナル等の公共施設、観光地等において、観光活性化標識ガイドライン等に基づき、外国人にもわかりやすい案内標識や外国語表示による観光案内板の整備を関係者の連携により総合的に推進する必要がある。その際には、国際観光振興機構は、内外の関係者と連携して、案内表示の統一化及び基準化が推進されるようノウハウの提供に努める必要がある。

また、公共交通事業者等は、旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供を促進するための措置を講ずることが必要である。

その際には、外国人観光旅客の視点に立って、外国語及びピクトグラムによる情報の適切かつ明確な表示、情報提供を行う媒体の適切な組み合わせ、情報内容やデザインの一貫性の確保に努めるとともに、交通機関を乗り継ぐ際に利用される旅客施設内においては、関係者が連携して情報提供の内容及び手法の継続的な改善を実施していくことも重要である。

#### 五 その他外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興については、国、国際観光振興機構、関係地方公共団体、地域限定通訳案内士試験の実施機関その他の関係団体、通訳案内士及び地域限定通訳案内士並びに旅行業者、宿泊事業者、運送事業者、飲食店業者、土産物小売業者等の関係事業者といった広範多岐にわたる関係者が相互に連携・協力を図りながら総合的に取り組んでいくことが重要である。

# 資料 3

## 外国人旅行者数及び出国日本人数の推移(昭和36年～)

(単位:人、%)

年	実数			対前年増減数		対前年増減率		指数:外国人旅行者数 =100		備 考
	外国人旅行者数 (注2)	出国日本人数 (注3)	差:出国日本人 数-外国人 旅行者数	外国人旅行者数	出国日本人数	外国人旅行者数	出国日本人数	外国人旅行者数	出国日本人数	
昭和 36 年 (1961)	248,650	-	-	-	-	-	-	-	-	
37 年 (1962)	278,200	-	-	29,550	-	11.9	-	-	-	
38 年 (1963)	305,489	-	-	27,289	-	9.8	-	-	-	
39 年 (1964)	352,832	127,749	-225,083	47,343	-	15.5	-	100.0	36.2	4月:日本人の海外旅行自由化 10月:東海道新幹線開通・東京オリンピック
40 年 (1965)	366,649	158,827	-207,822	13,817	31,078	3.9	24.3	100.0	43.3	1月:ジャルパック販売開始
41 年 (1966)	432,937	212,409	-220,528	66,288	53,582	18.1	33.7	100.0	49.1	
42 年 (1967)	476,771	267,538	-209,233	43,834	55,129	10.1	26.0	100.0	56.1	
43 年 (1968)	519,004	343,542	-175,462	42,233	76,004	8.9	28.4	100.0	66.2	
44 年 (1969)	608,744	492,880	-115,864	89,740	149,338	17.3	43.5	100.0	81.0	8月:米アボロ11号打上
45 年 (1970)	854,419	663,467	-190,952	245,675	170,587	40.4	34.6	100.0	77.7	4月:ジャンボ機就航、10月:大阪万博
46 年 (1971)	660,715	961,135	300,420	-193,704	297,668	-22.7	44.9	100.0	145.5	12月:スミソニアン体制移行 ※出国日本人数が外国人旅行者数を上回る
47 年 (1972)	723,744	1,392,045	668,301	63,029	430,910	9.5	44.8	100.0	192.3	5月:沖縄施政権返還
48 年 (1973)	784,691	2,288,966	1,504,275	60,947	896,921	8.4	64.4	100.0	291.7	2月:変動相場制移行、10月:第一次オイルショック
49 年 (1974)	764,246	2,335,530	1,571,284	-20,445	46,564	-2.6	2.0	100.0	305.6	
50 年 (1975)	811,672	2,466,326	1,654,654	47,426	130,796	6.2	5.6	100.0	303.9	
51 年 (1976)	914,772	2,852,584	1,937,812	103,100	386,258	12.7	15.7	100.0	311.8	
52 年 (1977)	1,028,140	3,151,431	2,123,291	113,368	298,847	12.4	10.5	100.0	306.5	
53 年 (1978)	1,038,875	3,525,110	2,486,235	10,735	373,679	1.0	11.9	100.0	339.3	5月:成田開港、8月:日中友好平和条約
54 年 (1979)	1,112,606	4,038,298	2,925,692	73,731	513,188	7.1	14.6	100.0	363.0	10月:第二次オイルショック、1月:台湾海外渡航自由化
55 年 (1980)	1,316,632	3,909,333	2,592,701	204,026	-128,965	18.3	-3.2	100.0	296.9	
56 年 (1981)	1,583,043	4,006,388	2,423,345	266,411	97,055	20.2	2.5	100.0	253.1	
57 年 (1982)	1,793,164	4,086,138	2,292,974	210,121	79,750	13.3	2.0	100.0	227.9	
58 年 (1983)	1,968,461	4,232,246	2,263,785	175,297	146,108	9.8	3.6	100.0	215.0	
59 年 (1984)	2,110,346	4,658,833	2,548,487	141,885	426,587	7.2	10.1	100.0	220.8	
60 年 (1985)	2,327,047	4,948,366	2,621,319	216,701	289,533	10.3	6.2	100.0	212.6	5月:ブラザ合意
61 年 (1986)	2,061,526	5,516,193	3,454,667	-265,521	567,827	-11.4	11.5	100.0	267.6	※1986年12月～1991年2月(4年3月間):バブル景気
62 年 (1987)	2,154,864	6,829,338	4,674,474	93,338	1,313,145	4.5	23.8	100.0	316.9	昭和62年9月「海外旅行倍増計画」の推進(87～91年)
63 年 (1988)	2,355,412	8,426,867	6,071,455	200,548	1,597,529	9.3	23.4	100.0	357.8	9月:ソウルオリンピック
平成 元 年 (1989)	2,835,064	9,662,752	6,827,688	479,652	1,235,885	20.4	14.7	100.0	340.8	11月:ベルリンの壁崩壊、1月:韓国海外渡航自由化
2 年 (1990)	3,235,860	10,997,431	7,761,571	400,796	1,334,679	14.1	13.8	100.0	339.9	
3 年 (1991)	3,532,651	10,633,777	7,101,126	296,791	-363,654	9.2	-3.3	100.0	301.0	1月:湾岸戦争、バブル崩壊
4 年 (1992)	3,581,540	11,790,699	8,209,159	48,889	1,156,922	1.4	10.9	100.0	329.2	
5 年 (1993)	3,410,447	11,933,620	8,523,173	-171,093	142,921	-4.8	1.2	100.0	349.9	
6 年 (1994)	3,468,055	13,578,934	10,110,879	57,608	1,645,314	1.7	13.8	100.0	391.5	9月:関空開港
7 年 (1995)	3,345,274	15,298,125	11,952,851	-122,781	1,719,191	-3.5	12.7	100.0	457.3	1月:阪神淡路大震災、3月:地下鉄サリン事件
8 年 (1996)	3,837,113	16,694,769	12,857,656	491,839	1,396,644	14.7	9.1	100.0	435.1	
9 年 (1997)	4,218,208	16,802,750	12,584,542	381,095	107,981	9.9	0.6	100.0	398.3	11月:アジア通貨危機
10 年 (1998)	4,106,057	15,806,218	11,700,161	-112,151	-996,532	-2.7	-5.9	100.0	384.9	
11 年 (1999)	4,437,863	16,357,572	11,919,709	331,806	551,354	8.1	3.5	100.0	368.6	
12 年 (2000)	4,757,146	17,818,590	13,061,444	319,283	1,461,018	7.2	8.9	100.0	374.6	9月:中国団体観光旅行解禁
13 年 (2001)	4,771,555	16,215,657	11,444,102	14,409	-1,602,933	0.3	-9.0	100.0	339.8	9月:米9.11テロ
14 年 (2002)	5,238,963	16,522,804	11,283,841	467,408	307,147	9.8	1.9	100.0	315.4	2月:日本航空システム設立
15 年 (2003)	5,211,725	13,296,330	8,084,605	-27,238	-3,226,474	-0.5	-19.5	100.0	255.1	3月:SARSまん延・イラク戦争 ※2003年度からビジット・ジャパン・キャンペーン開始
16 年 (2004)	6,137,905	16,831,112	10,693,207	926,180	3,534,782	17.8	26.6	100.0	274.2	4月:山口で鳥インフルエンザ
17 年 (2005)	6,727,926	17,403,565	10,675,639	590,021	572,453	9.6	3.4	100.0	258.7	3～9月:愛知万博開催
18 年 (2006)	7,334,077	17,534,565	10,200,488	606,151	131,000	9.0	0.8	100.0	239.1	
19 年 (2007)	8,346,969	17,294,935	8,947,966	1,012,892	-239,630	13.8	-1.4	100.0	207.2	

(注) 1 「日本の国際観光統計」(国際観光振興機構)による。

2 法務省の資料に基づき、外国人正規入国者のうちから日本に永続的に居住する外国人を除き、さらに一時上陸客等を加えて集計した。

3 法務省の資料による。



月別外国人旅行者数の推移(平成19及び20年)

(単位:人、%)

資料4

国・地域	1月			2月			3月			4月			5月			6月		
	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率
総数	617,885	711,800	15.2	631,278	696,600	10.3	684,654	731,900	6.9	714,014	780,200	9.3	664,489	736,300	10.8	631,874	681,900	7.9
韓国	240,350	271,700	13.0	202,365	234,900	16.1	188,721	187,500	-0.6	190,558	203,800	6.9	211,355	229,000	8.3	190,330	195,700	2.8
台湾	87,853	106,600	21.3	126,734	114,100	-10.0	108,855	96,000	-11.8	124,574	140,700	12.9	112,637	134,900	19.8	115,364	130,300	12.9
中国	63,093	84,200	33.5	75,246	85,100	13.1	84,323	90,900	7.8	79,778	103,200	29.4	70,212	74,700	6.4	61,800	61,500	-0.5
香港	23,230	34,800	49.8	41,251	55,800	35.3	30,866	49,100	59.1	38,039	36,500	-4.0	27,499	39,100	42.2	34,394	52,000	51.2
タイ	7,248	8,000	10.4	8,175	10,700	30.9	20,531	26,800	30.5	27,133	35,500	30.8	13,296	20,300	52.7	8,772	9,900	12.9
シンガポール	5,071	6,600	30.2	8,807	11,700	32.8	10,519	14,200	35.0	11,546	13,500	16.9	12,235	15,700	28.3	13,843	16,600	19.9
米国	54,148	54,100	-0.1	48,052	50,000	4.1	75,991	82,200	8.2	74,772	69,200	-7.5	72,359	69,100	-4.5	77,898	76,700	-1.5
カナダ	13,834	14,000	1.2	12,196	14,000	14.8	15,964	19,000	19.0	14,683	14,600	-0.6	12,213	13,000	6.4	10,151	11,900	17.2
英国	17,120	15,200	-11.2	15,941	16,300	2.3	21,935	22,900	4.4	20,866	18,900	-9.4	16,425	16,000	-2.6	14,158	14,200	0.3
フランス	8,527	9,400	10.2	8,762	9,200	5.0	11,566	12,300	6.3	15,199	17,400	14.5	11,831	12,900	9.0	9,304	10,300	10.7
ドイツ	7,710	8,300	7.7	8,574	9,400	9.6	12,787	13,300	4.0	10,749	11,500	7.0	10,030	10,700	6.7	7,957	9,100	14.4
オーストラリア	23,075	29,500	27.8	15,640	20,500	31.1	16,824	22,400	33.1	17,683	19,100	8.0	14,748	16,400	11.2	17,483	18,000	3.0
その他	66,626	69,400	4.2	59,535	64,900	9.0	85,772	95,300	11.1	88,434	96,300	8.9	79,649	84,500	6.1	70,420	75,700	7.5

国・地域	7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率	平成19年	平成20年	対前年同月増減率
総数	807,737	825,400	2.2	757,473	742,100	-2.0	689,183	641,500	-6.9	785,207	739,100	-5.9	686,747	553,900	-19.3	676,428	513,700	-24.1
韓国	254,234	238,100	-6.3	271,377	248,100	-8.6	201,286	159,500	-20.8	222,737	188,800	-15.2	218,488	117,600	-46.2	208,893	108,100	-48.3
台湾	140,911	155,300	10.2	118,560	119,100	0.5	118,048	102,300	-13.3	130,576	126,300	-3.3	108,125	93,600	-13.4	93,018	71,000	-23.7
中国	101,370	101,300	-0.1	99,355	93,100	-6.3	93,068	94,000	1.0	91,186	86,600	-5.0	69,597	73,300	5.3	53,411	53,700	0.5
香港	52,690	66,100	25.5	40,761	54,100	32.7	28,630	39,300	37.3	32,015	45,600	42.4	34,103	35,800	5.0	48,564	42,500	-12.5
タイ	11,681	12,100	3.6	9,589	8,400	-12.4	13,415	13,400	-0.1	20,552	22,600	10.0	13,281	12,200	-8.1	13,808	12,000	-13.1
シンガポール	9,963	10,400	4.4	6,976	7,800	11.8	9,251	11,000	18.9	12,529	13,800	10.1	20,391	18,400	-9.8	30,729	28,200	-8.2
米国	76,444	73,000	-4.5	62,875	57,100	-9.2	65,293	57,900	-11.3	79,332	68,000	-14.3	64,115	56,100	-12.5	64,603	54,900	-15.0
カナダ	14,978	15,700	4.8	13,496	13,200	-2.2	12,141	11,500	-5.3	15,509	14,200	-8.4	14,596	12,800	-12.3	16,232	14,500	-10.7
英国	20,672	18,600	-10.0	18,248	16,300	-10.7	18,751	16,500	-12.0	22,614	20,800	-8.0	17,682	15,900	-10.1	17,533	14,800	-15.6
フランス	12,886	14,600	13.3	12,290	13,600	10.7	11,057	11,500	4.0	14,910	15,800	6.0	11,503	11,200	-2.6	9,952	9,300	-6.6
ドイツ	10,230	10,100	-1.3	9,217	9,500	3.1	11,627	11,200	-3.7	15,191	14,800	-2.6	12,555	11,500	-8.4	8,566	6,900	-19.4
オーストラリア	17,851	20,700	16.0	14,232	17,200	20.9	21,882	23,700	8.3	20,192	18,200	-9.9	16,088	14,300	-11.1	26,820	22,100	-17.6
その他	83,827	89,400	6.6	80,497	84,600	5.1	84,734	89,700	5.9	107,864	103,600	-4.0	86,223	81,200	-5.8	84,299	75,700	-10.2

(注) 1 「日本の国際観光統計」(国際観光振興機構)による。

2 平成20年は推計値である。

## 「ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）」の概要

VJCとは、「訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にする」との政策目標を実現するために、平成15年から国、地方公共団体、民間事業者等が共同して、訪日旅行需要が大きい国・地域を対象に旅行会社招請事業、メディア招請事業等により日本の魅力を情報発信し、ツアー造成等につなげる「訪日促進キャンペーン」である。

### ○ 主な事業内容

事業名称	事業の概要
旅行会社招請事業	VJC重点対象国・地域の旅行関係者を日本に招請し、国内観光地を視察するとともに、商談会、旅行説明会を開催することにより、日本向けのツアー造成につなげる事業
ツアー共同広告事業	VJC重点対象国・地域において旅行会社と共同でツアー商品の広告を行う事業
メディア招請事業	海外の記者、テレビクルー等を招請することにより、日本の観光資源等を紹介する記事、テレビ番組の作成を支援する事業
広告宣伝事業	新聞・テレビ等に広告宣伝を展開することにより、日本の観光魅力を紹介し、観光目的地としての認知度を高める事業
情報発信事業	ウェブサイトにより、訪日基本情報、日本文化、トレンド等の情報発信を充実する事業
展示会等事業	国際旅行博覧会への出展等により、日本の観光地、訪日ツアーへの関心を高め、需要を喚起させる事業

(注) 国土交通省の資料による。

### ○ 重点対象国・地域

訪日旅行需要が大きく、我が国における外国人旅行者数の増加に寄与すると判断される12か国・地域をVJC重点対象国・地域に選定

選定年度	VJC重点対象国・地域
平成15年度	韓国、台湾、中国、香港、米国
16年度	英国、フランス、ドイツ
17年度	タイ、シンガポール、カナダ、オーストラリア

(注) 国土交通省の資料による。

### ○ 国のVJC予算額推移

(単位：億円)

年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
当初予算額	20.0	32.0	34.6	35.5	34.2	34.5

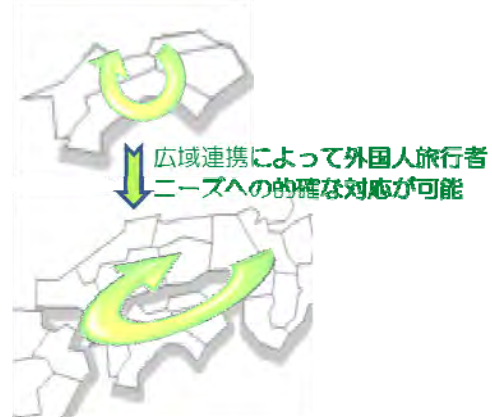
(注) 国土交通省の資料による。

## V J C 事業に関する事例

## [事業の広域化、複合化が不十分な事例]

事例 1 【ブロック区域（地方運輸局管轄地）を越えた広域的な取組が望まれている例】

四国地方は、外国人に対する知名度がまだまだ低いことから、京都、大阪などのゴールデンルートなどブロック区域を越えた広域的な取組が欠かせない段階にある。V J C 事業により招請した中国から参加の旅行会社等からは、「ニーズにあった商品を提供するため、ブロック区域を越えて取り組んで欲しい。」といった要望が出されている。



## [事業の広域化、複合化が不十分な事例]

事例 2 【誘客事業と認知度向上事業等の効果的な組み合わせ（複合化）が進展していない例】

V J C 事業評価では、誘客事業（ツアー造成等）事業や認知度向上事業（イベント事業等）などを別々に行うより、それらを組み合わせて複合化した事業の方が効果は高いと分析しているが、複合的に取り組まれている V J C 事業の割合は、全体の 3 分の 1 程度にとどまっている。

## [外国人旅行者の受入意欲が低く、受入環境整備が立ち遅れている地域での事業実施の事例]

事例 3 【招請した海外の旅行会社等から受入意欲が低く、受入環境整備が立ち遅れていると評価されている例】

外国人旅行者の受入を促進する国際観光テーマ地区の形成を契機に海外から旅行会社・メディアを招請し、外国人旅行者の需要喚起を狙っているが、招請した旅行会社等からは、宿泊業者の熱意の低さ、外国語の資料の不足等が指摘されている。

## [事業評価結果の反映等が不十分な事例]

事例 4 【V J C 事業評価の連携が不十分な例】

V J C 事業評価の実施に当たり、連携先である都道府県等との評価のための意見聴取、評価結果の提供等が不十分であるため、評価結果が次年度以降の事業内容に十分反映されていないなど（事例 1、2 参照）、連携の充実が必要となっている。

図表 7 主要 4 空港における外国人入国審査の月平均最長審査待ち時間の推移

(単位：回、分、%)

区 分	月平均最長審査待ち時間							年平均 最長審査 待ち時間
	合 計	目標達成	目標未達成					
		20分以下	計	20～30分 以下	30～40分 以下	40分～		
合 計	平成 18 年	71	9	62	50	10	2	25.5
	構成比	100.0	12.7	87.3	70.4	14.1	2.8	—
	19 年	72	6	66	52	13	1	26.8
	構成比	100.0	8.3	91.7	72.2	18.1	1.4	—
	20 年	70	7	63	29	25	9	30.4
	構成比	100.0	10.0	90.0	41.4	35.7	12.9	—
	計	213	22	191	131	48	12	—
	構成比	100.0	10.3	89.7	61.5	22.5	5.6	—
成田空港 (1ビル及び 2ビル)	18 年	24	1	23	16	6	1	28.8
	構成比	100.0	4.2	95.8	66.7	25.0	4.2	—
	19 年	24	0	24	18	6	0	28.1
	構成比	100.0	0.0	100.0	75.0	25.0	0.0	—
	20 年	24	4	20	12	5	3	27.7
	構成比	100.0	16.7	83.3	50.0	20.8	12.5	—
	計	72	5	67	46	17	4	—
	構成比	100.0	6.9	93.1	63.9	23.6	5.6	—
羽田空港	18 年	12	0	12	12	0	0	23.3
	構成比	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	—
	19 年	12	0	12	10	2	0	25.9
	構成比	100.0	0.0	100.0	83.3	16.7	0.0	—
	20 年	10	0	10	8	2	0	28.2
	構成比	100.0	0.0	100.0	80.0	20.0	0.0	—
	計	34	0	34	30	4	0	—
	構成比	100.0	0.0	100.0	88.2	11.8	0.0	—
中部空港	18 年	11	2	9	9	0	0	21.4
	構成比	100.0	18.2	81.8	81.8	0.0	0.0	—
	19 年	12	3	9	9	0	0	21.9
	構成比	100.0	25.0	75.0	75.0	0.0	0.0	—
	20 年	12	3	9	5	4	0	26.4
	構成比	100.0	25.0	75.0	41.7	33.3	0.0	—
	計	35	8	27	23	4	0	—
	構成比	100.0	22.9	77.1	65.7	11.4	0.0	—
関西空港 (北ビル及 び南ビル)	18 年	24	6	18	13	4	1	25.3
	構成比	100.0	25.0	75.0	54.2	16.7	4.2	—
	19 年	24	3	21	15	5	1	28.3
	構成比	100.0	12.5	87.5	62.5	20.8	4.2	—
	20 年	24	0	24	4	14	6	36.1
	構成比	100.0	0.0	100.0	16.7	58.3	25.0	—
	計	72	9	63	32	23	8	—
	構成比	100.0	12.5	87.5	44.4	31.9	11.1	—

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 最長審査待ち時間は、待機列の最後尾に並んだ外国人が、上陸審査ブースに到達するまでの時間を紙を配布する等して計測し、1日のうちで最も長かった時間の月平均時間である。羽田空港は、平成 20 年 8 月以前は異なる測定方法をとっていた。

3 成田及び関西空港には審査場がそれぞれ 2 か所設置されているので、合計月数は 24 月となっている。

4 空港によっては、測定していない月があるため合計は必ずしも 12 月にならない。